

## 平成21年度 中田市民農園管理運営組合設立総会 次第

日 時 : 平成21年11月1日 (日)  
午前10時00分  
場 所 : 中田自治会館

1. 開 会

2. 挨拶

3. 来賓紹介

4. 議長の選出

5. 書記及び議事録署名人の選出

6. 議 事

第1号議案 管理運営組合同規約（案）について

第2号議案 組合役員及び監査役の選任について

7. 閉 会

平成21年度

中田市民農園管理運営組合設立総会

中田市民農園管理運営組合

# 目 次

第1号議案 中田市民農園管理運営組合規約(案) …………… 1

第2号議案 中田市民農園管理運営組合

役員及び監査役候補(案) …………… 5

## 第1号議案

### 中田市民農園管理運営組合同規約（案）

#### （目的）

第1条 この組合は、地域の住民の連携に基づき組織し、千葉市中田都市農業交流センター（以下「センター」という。）の管理を行う一方、施設等を核とした市民農園の管理運営、農業資材等の展示販売、体験教室等の開催を通じて、地域の農業振興と都市住民との交流を促進し、住民自らが魅力ある地域づくりを進めることを目的とする。

#### （名称）

第2条 この組合の名称は、中田市民農園管理運営組合（以下「組合」という。）とする。

#### （所在地）

第3条 組合の所在地は、組合長の自宅とする。

#### （事業）

第4条 組合は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) センター及び付随施設等の管理
- (2) 市民農園の管理運営業務
- (3) 農業資材等の展示販売
- (4) 体験教室、講習会等の開催
- (5) 千葉市や地域の情報発信・PR
- (6) 地域活性化に向けたイベントの開催や協賛
- (7) その他地域活性化に係る調査・研究や企画立案
- (8) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項及び地域の活性化に資する事項

#### （構成）

第5条 組合は、組合員と協力員をもって構成する。

- 2 組合員は、千葉市若葉区中田町の住民であって、第1条の目的に賛同し、第4条の事業に参加する者をもって構成する。但し、組合員が転出した場合は、届出のない限り継続して組合員とする。
- 3 協力員は、中田町民に限らず、第1条の目的に賛同し、第4条で掲げた事業に参加する者を持って構成する。
- 4 組合員は、組合の経営に責任を持って、第4条で掲げた事業を遂行する。
- 5 協力員は、組合員が行う事業に参加及び協力する。
- 6 組合員の組合経営及び協力員の事業参加に関わる詳細な事項は、別に定める。

#### （入会と退会）

第6条 組合に入会する者は、入会申込書を組合長に提出しなければならない。

- 2 組合員は、退会届を組合長に提出して、退会することができる。

(登録と抹消)

第7条 協力員となる者は、登録申込書を組合長に提出しなければならない。

2 協力員は、登録抹消届を組合長に提出して、登録を抹消することができる。

(入会金)

第8条 組合員は、入会にあたり以下のとおり入会金を組合に納入するものとする。

入会金 10,000円

2 この組合から退会する場合、入会金については返還しないものとする。

3 年会費は、当面の期間免除する。

(運営協力費)

第9条 組合員及び協力員は、以下のとおり運営協力費を1口以上組合に納入するものとする。

運営協力費 1口 10,000円

2 組合員が退会する場合もしくは、協力員が登録抹消する場合、運営協力費については返還しないものとする。

(役員)

第10条 組合には、次の役員を置く。

組合長 1名

副組合長 1名

理事 3名

2 役員は、組合員の中から、組合員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再選は防げない。但し、補欠選任の場合は、前任者の残任期間とする。

4 役員の報奨は、事業の業績に照らし、総会において決定する。

(監査)

第11条 組合には、次の監査役を置く。

監査役 2名

2 監査役は、組合員の中から、業務遂行に適切な人選を行い、組合員により選出する。

3 監査役の任期は2年とし、再選は防げない。但し、補欠選任の場合は、前任者の残任期間とする。

4 監査役の報奨は、事業の業績に照らし、総会において決定する。

(職務)

第12条 組合長は、この組合を代表し、会務を総理する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、第4条に掲げる事業につき、各事業の統括を行う。

4 監査役は、会計を監査する。

(役員会議)

第13条 この組合の役員会議は、必要に応じて組合長が召集する。

- 2 役員会議の議長は、組合長があたる。
- 3 役員会議においては、以下の事項について協議する。
  - (1) 第4条に掲げる事業の執行に関する事
  - (2) 組合員の入会及び退会に関する事
  - (3) 協力員の登録及び登録抹消に関する事
  - (4) その他組合の通常の運営において重要な事項

(総会)

第14条 定例総会は、年2回組合長が召集する。但し、組合長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、組合員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、都合により出席できない組合員は委任状を提出することで出席に代えることができる。
- 3 総会の議長は、組合長があたる。
- 4 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
  - (1) 組合規約の制定及び改廃に関する事
  - (2) 役員及び監査の選任に関する事
  - (3) 予算・決算及び事業計画・報告に関する事
  - (4) その他組合の運営において重要な事項

(経費の支弁)

第15条 組合の経費は、以下の収入をもって支弁する。

- (1) 入会金
- (2) 運営協力費
- (3) 事業収入
- (4) 千葉市からの委託料
- (5) その他の収入

(役務と報奨)

第16条 組合員は、第4条に定める事業に対し、役務を供与する。

- 2 役務の内容及びその報奨は、役員会議において協議しこれを決定する。

(会計年度)

第17条 組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、初年度は、施行の日から翌年3月31日までとする。

(会計規則)

第18条 組合の会計は、一般会計及び受託料会計とする。

- 2 収入及び支出に関する帳簿の記帳方法等については、明瞭な会計原則に従い行う。
- 3 その他詳細な事項については、別に定める。

(会計報告)

第 19 条 組合長は、毎年度総会での承認を受けた後、収支予算・決算書及び事業計画・報告書を千葉市に報告しなければならない。

(解散)

第 20 条 組合の解散については、組合員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第 21 条 この規約で定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

第2号議案

組合同規約第10条第1項に定める役員及び第11条第1項に定める監査役は、以下の候補(案)のとおりとする。

中田市民農園管理運営組合 役員及び監査役候補 (案)

組 合 長      杉 山 正 義

副組合長      鳥 海 恒 夫

理      事      戸 井 田 一 男

理      事      戸 井 田 修 一

理      事      安 井 信

監      査      杉 山 信 男

監      査      安 井 兼 光

※ 氏名敬称略、同一役職内五十音順。